

投資信託を「説明」する際のルールと留意点

〈Q&A〉重要事項等の説明はこう行おう

…ここでは、投資の手法や、リスクと分配金、ファンドの特徴といった…
…重要事項等の説明方法について、Q&A形式で解説します。

■投資信託の仕組み■

Q1 交付目論見書には何が記載されているの？ それ以外にはどんな資料を活用するといふ？



Q1

A 投資信託の説明資料として最も基本的かつ重要なのが、投資信託説明書（目論見書）です。目論見書には、交付目論見書と請求目論見書の2種類があり、交付目論見書は投資家に必ず交付しなければならぬもので、投資信託の基本的な事項が記載されています。

一方、請求目論見書は投資家から請求があった場合に交付しなければならぬもので、ファンドの沿革や経理情報などの追加的な情報が記載されています。投資信託の説明時に通常使用されるのは交付目論見書です。

交付目論見書の主な記載項目は次のとおりで、すべてのファンドにおいてこの順番で記載されています。

(1) ファンドの目的・特色

- (2) 投資のリスク
- (3) 運用実績
- (4) 手続き・手数料等

記載順に沿って説明する

実際のファンドの説明時にも、この順番に沿ってきちんと説明していくとよいでしょう。

そのファンドがどのような目的で設定され、どのような資産に投資しているのか。どのような仕組みで運用され、特色にはどんなものがあるのか。そして、そのファンドによる運用に際し、どのようなリスクを伴うのか。組み入れられた資産ごとのリスクを丁寧に説明することが重要です。

さらに、これまでの実績から値動きの大きさはどの程度が想定されるのか。購入時・換金時の手続き方法や、購入時・保有時・換金

時等のコスト負担はどの程度か。できる限り詳細に、かつ、分かりやすく説明することが求められます。

なお、改正投信法の施行（今年12月）に合わせて、投資信託協会は「交付目論見書の作成に関する規制の一部改正」を7月3日に公表しています。

これによると、交付目論見書により投資家に分かりやすくするため、12月以降は、次の①～③などが記載内容として加わる予定です。

- ① 6資産程度の代表的な資産クラスとの騰落率の比較図
- ② ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移
- ③ 手数料等を対価とする役務の内容の開示

ファンドの説明時には、これらを含めた記載内容をうまく活用して、お客様の理解を深めるように努めてください。交付目論見書に、その他の資料として運用報告書なども合わせて使用し、お客様にとって理解しやすい説明をすることが重要でしょう。

基準価額は どう説明すればいいの？ 口数との関係は？



Q2

A 基準価額とは、簡単にいえば、ファンドの1口あたり、または1万円あたりの値段です。そのファンドの組入資産すべてを時価評価し、そこから運用管理費用（信託報酬）やその他費用等のコストを差し引いて、すべての投資家の保有口数である総口数で割った金額となります。

通常、ファンドの設定当初は基準価額1万円から運用がスタートし、その後、組入資産の価格変動によって基準価額も変動していきます。ファンドの購入や換金を行う際には、その時点の基準価額が計算の元になります。

例えば、あるファンドを新規設定時に100万円相当購入しようとする（販売手数料3・24%と仮定）、基準価額1万円（当初1口＝1円と仮定）だと、購入口数は

▼こう説明してみよう



売却代金の計算を理解する

投資家が100万円などのキリのいい口数単位で購入している場合は、その後の評価額の計算はしやすいのですが、口数が細かくなっている場合は評価額が分かりにくいでしょう。仮に基準価額が9500円に下がった場合の評価額は、9500円×96万8616口÷1万口＝92万185円というように計算します。

また、換金時に信託財産留保額が差し引かれるファンドの場合は、基準価額から信託財産留保額を差し引いた解約価額が換金の際の基準となる価額になります。仮に9500円の基準価額から0・3%の信託財産留保額が差し引かれるとすると、解約価額は9500円×0・997＝9471円。売却代金は、9471円×96万8616口÷1万口＝91万7376円となるわけです。

これらの計算を行う機会は少ないでしょうが、基本的な仕組みといえますので、しっかりと理解しておきましょう。